

◎新潟県告示第283号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年3月17日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称	主たる事務所の所在地		事業所の名称		事業所の所在地		変更年月日
医療法人社団 共生会	胎内市西本町12-1	新	胎内市ダイケアセンターと・も・だ・ち	新	胎内市西本町11-11	平成31年 4月8日	
		旧	医療法人 共生会 中条中央病院	旧	胎内市西本町12-1		
株式会社アンビス	新	東京都中央区京橋一丁目6番1号	医心館 訪問看護ステーション 上越	上越市下門前1698番	令和5年 2月6日		
	旧	東京都中央区八重洲二丁目7番2号					
株式会社アンビス	新	東京都中央区京橋一丁目6番1号	医心館 訪問介護ステーション 上越	上越市下門前1698番	令和5年 2月6日		
	旧	東京都中央区八重洲二丁目7番2号					
エフビー介護サービス株式会社	長野県佐久市長土呂159-2	エフビー居宅介護支援事業所長岡	新	長岡市高見町1007	令和4年 8月1日		
			旧	長岡市高見町965-1			